

検疫有害動植物の見直し案の概要

令和 4 年 12 月
消費・安全局植物防疫課

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、植物は、輸出国政府が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書が添付されたものでなければ輸入してはならないとされている。この「検疫有害動植物」については、法第 5 条の 2 及び植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2 の規定により規則別表 1 において指定している。
- (2) また、植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物（平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号）において、規則別表 1 のまん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害動物から除く有害動植物を指定し、検疫の対象から除外する検疫有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）を定めている。
- (3) 非検疫有害動植物については、我が国における発生状況、当該有害動植物に係る国内検疫措置の実施状況等を踏まえ、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）を行い、必要に応じて見直しを実施しているところ。

2. 改正の主な内容

我が国において発生する 3 種の害虫について、PRA の結果を踏まえて非検疫有害動植物に追加する。

- ・ コブアシハイジマハナアブ (*Eumerus tuberculatus*)
- ・ スイセンハナアブ (*Merodon equestris*)
- ・ モモブトチビハナアブ (*Syricta pipiens*)

3. 主なスケジュール

令和 4 年

11 月 4 日

SPS 通報（コメント期限：令和 5 年 1 月 3 日）

12 月 16 日

公聴会開催

12 月下旬

パブリックコメント募集（コメント期間 30 日間）

令和 5 年

2 月～ 3 月

改正告示の官報公示（官報公示の翌日施行）